

<注記：建築物の用語の解説>

※1 建築行為等

- ・建築物その他の工作物に係る新築、増築、改築及び外観の変更並びに土地の区画形質の変更

※2 長屋

- ・各住戸の境である壁以外に共有する部分がなく、各住戸に直接出入りできる住宅

※3 共同住宅

- ・2つ以上の住戸が、階段、廊下、ホール等を共有する住宅

※4 兼用住宅

- ・延べ面積の1/2以上を居住用とし、かつ、兼用する部分の延べ面積が50㎡未満の住宅

※5 兼用住宅

- ・第一種低層住居専用地域に建築可能な兼用住宅（③の用途のものを除く）

※6 診療所

- ・入院施設のない医療施設

※7 市長が認めた公益上必要な建築物

- ・本来は第一種低層住居専用地域で建築できないが、特定行政庁が良好な住居の環境を害する恐れがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したもの

※8 これに代わる柱の面

- ・出窓、バルコニー等の面を含む

5-2 地域で自主的な運用を行うルール

■以下は、つくし野三丁目です自主的な運用を行うルールです。

■自主的なルールについては、具体的な数字基準により制限を行うものではありませんが、主に近隣の住環境や景観上の配慮から定めたものです。

■建築物の解体、撤去、新築、増築、土地の区画形質の変更などの工事を行う場合は、工事着工の30日前までに、つくし野三丁目自治会「街づくり委員会」あてに工事計画の概要を通知するとともに、近隣に連絡するものとします。また、必要なときは、自主的な運用を行うルールに該当する項目について協議、確認を行うものとします。

項目	具体的ルール
(1) 建築物の形態 又は色彩その他 意匠	プライバシーの保護や景観上の配慮から、以下のような建築物の形態又は色彩その他意匠の制限を行います。 ① プライバシー保護の観点から、屋上並びに外階段の設置は不可とします。 ② 景観上の観点から、建築物の外壁や屋根の色彩は、周囲の街並みと調和したものとします。 ③ 集合住宅を建築する場合は、景観上の観点から、戸建て住宅の街並みと調和した外観となるよう配慮します。
(2) かき又はさくの構造	防犯や防災、景観上の配慮から、道路境界又は隣地境界にかき又はさくを設置する場合は、生垣又は透視可能なものとします。